

## 高松市指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事前協議手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定高松市介護予防・生活支援サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定又は介護保険施設の開設の許可を受けようとする者に係る事前協議の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月1日施行）で使用する用語の例による。

(事前協議の対象事業所等)

第3条 次に掲げる居宅サービス等及び介護保険施設に係る事業者の指定又は開設の許可を受けようとする者（以下「事業実施予定者」という。）は、当該指定又は許可に係る事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の設備、運営等が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設若しくは介護医療院の施設及び設備並びに運営に関する基準又は高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年10月1日施行）（以下「基準等」という。）に適合するものであるかどうかについて、あらかじめ市長に協議することができる。

- (1) 通所介護
- (2) 通所リハビリテーション
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 短期入所療養介護
- (5) 特定施設入居者生活介護
- (6) 介護予防通所リハビリテーション
- (7) 介護予防短期入所生活介護
- (8) 介護予防短期入所療養介護

- (9) 介護予防特定施設入居者生活介護
  - (10) 介護老人保健施設
  - (11) 介護医療院
  - (12) 地域密着型通所介護
  - (13) 認知症対応型通所介護
  - (14) 小規模多機能型居宅介護
  - (15) 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - (16) 看護小規模多機能型居宅介護
  - (17) 介護予防認知症対応型通所介護
  - (18) 介護予防通所介護相当サービス
  - (19) 通所型サービスA
  - (20) 通所型サービスC
- (適用除外)

第4条 この要領の規定は、次に掲げる事業所等については、適用しない。

- (1) 高松市老人福祉施設整備費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）に基づく補助金の交付の対象である事業所
  - (2) 高松市社会福祉施設整備等審査会条例（平成24年高松市条例第17号）第2条に規定する社会福祉施設等（当該社会福祉施設等に併設される事業所等であって、その設備及び運営が基準等に適合するものであると市において確認されたものを含む。）
  - (3) 法第72条の2第1項の申請に係る共生型通所介護又は共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所
  - (4) 法第115条の2の2第1項の申請に係る共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所
  - (5) 法第78条の2の2第1項の申請に係る共生型地域密着型通所介護の事業を行う事業所
  - (6) 共生型通所型サービスの事業を行う事業所
- (協議手続)

第5条 事業実施予定者は、第3条の規定による協議を行おうとするときは、事業所等の建築工事に着手する前に、指定居宅サービス事業者等の指定等に係る

事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 定款その他の基本約款
  - (2) 事業所の設置予定地の位置図
  - (3) 事業所の設置予定地の公図の写し及び土地登記事項証明書
  - (4) 既存の建物を事業所として利用する場合にあっては、建物の登記事項証明書
  - (5) 事業所となる建物の計画平面図
  - (6) 事業所の開設までのスケジュールが分かる書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類又は図面
- (回答)

第6条 市長は、前条の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容が基準等に適合するものであるかどうかを審査し、その結果を事業実施予定者に対して、文書により回答するものとする。

2 前項の回答は、事前協議書が市に到達した日から起算して、原則として30日以内（以下「回答期限」という。）に行うものとする。ただし、次に掲げる場合で回答期限までに回答することができないときは、事業実施予定者に対して、回答時期の見通し及びその理由を示して、回答期限を延長することができる。

- (1) 慎重な判断を要する場合
- (2) 事務処理能力を超える多数の協議がある等正当な理由がある場合

3 市長は、第1項の回答が基準に適合しない旨の内容であるときは、その理由を記載するものとする。

(協議内容の変更)

第7条 事業実施予定者は、前条の規定により基準等に適合する旨の回答を受けた後に、協議内容に変更が生じたため、当該変更を生じた事項について協議を行おうとするときは、指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事前協議事項変更協議書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更協議書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 変更後の内容が分かる書類又は図面

(2) その他市長が必要と認める書類又は図面

3 前条の規定は、第1項に規定する協議について準用する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の様式第1号及び様式第2号に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の様式第1号及び様式第2号に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の様式第1号及び様式第2号に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。